

## ○桐生市国際交流協会ウクライナ避難者支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者の桐生市内における生活を支援するため、寄附金の範囲内(財源は市民等から募る寄附金を以て充てる)において支給する桐生市国際交流協会ウクライナ避難者支援金(以下「支援金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象避難者)

第2条 支援金の支給の対象となるウクライナからの避難者(以下「支給対象避難者」という。)は、令和4年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以後に戦禍を逃れるためにウクライナから出国したウクライナ国籍を有する桐生市内に居住する者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金は、寄附金の範囲内で支給するものとし、支給基準額(月額)は、世帯ごとに生活保護法による生活扶助及び住宅扶助の基準に準じた額を基本とする。また、会長が特に必要と認めるときは別途支給できるものとする。

2 他法、他施策により支援を受ける場合は、前項の規定により算出した支給基準額から当該収入等を控除した額を支給するものとする。

(支給申請)

第4条 支援金の申請は世帯ごとに行うものとし、その世帯を代表する者が桐生市国際交流協会ウクライナ避難者支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、原則、支給対象月の翌月10日までに会長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を精査の上、支援金の支給の可否を決定し、桐生市国際交流協会ウクライナ避難者支援金支給決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(支給等)

第6条 会長は、前条の規定により支援金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、原則、請求月の月末までに支給するものとする。

2 支援金の支給は、現金または申請者の口座振込によるものとする。

(支給対象避難者の責務)

第7条 支給対象避難者は、居住先等生活状況に変更が生じた場合又は他法、他施策により支援を受けようとするときは速やかに報告しなければならない。

(決定の取消し又は停止)

第8条 会長は、支給対象避難者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定を取り消し又は停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 支給対象避難者が転出等により支給要件を失ったとき。
- (3) その他会長が適当でないと認めたとき。

(支援金の返還)

第9条 会長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、当該支援金の支給の決定を取り消された者に対し、期限を定めて支援金の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

(寄附金の清算)

第10条 支給対象避難者が存しなくなった場合の寄附金の残高については、本支援金の趣旨に準ずるウクライナ支援を行う団体等に全額を寄附する等し、清算するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。